質問項目	番号	質問	担当部署	回答	0224口頭回答	再質問内容	再質問回答内容〔()内は大河原事務所のコメント〕
施設管理	1	ガラス固化体のトラブルでアクティブ試験が終了できずにいますが、スタートできないための余分にかかっている経費は2006年3月以降、現在までで何億円になりますか？	経済産業省	日本原燃㈱によれば、建物関係を中心に既に完成済みで確定しているものが多いため、建設工事費（2．19兆円）が増加することはないとのことです。		建設工事費ではなく、延期により余分にかかっている経費をおしえてください．	日本原燃（株）によれば、アクティブ試験が長期化することにより費用の増加があったとしても、今後の安全かつ安定的な操業に向けて必要なもので、余分な費用とは見なしておらず、また、竣工期間の遅れに伴う事業費の増加として考えた場合においても、一概にどの程度かとお答えすることは困難であるとのことです。
	2	アクティブ試験中にせん断されたままになっている燃料棒はどのように保管されていますか？それはまた、どのくらいの量になっているのですか？	経済産業省	アクティブ試験中に予定されていた使用済み燃料のせん断はすべて終了し、その量は約430トンです。せん断された使用済み燃料は、適切に処理され、安全に管理がなされています。	アクティブ試験での燃料棒の剪断は全て終了しています。半分に切られて途中になっているような燃料棒はございません。その後は、中に入っているウラン酸化物などを適切に溶かして、ウラン、プルトニウムを取り出し、残った廃液はタンクに入れて管理しています。外側の鞘とかは分別し、将来的に処理する廃棄物として管理がなされている	約430トンから、取り出されたウラン・プルトニウムの量をそれぞれ教えてください。また、残った高レベル放射性廃液のすべてがタンクに保管されているのですか？配管内にとどまっているということはないのですか？報道された1月15日から21日の間に漏えいした廃液は配管内にあったものではないのですか？ 文書、もしくは口頭での回答時に、この事故をどうして説明されなかったのですか？また、このような対応が、ますます、国民の原子力政策に対する不信を募らせる原因を増やしているとのお考えはありますか？	1．日本原燃（株）に寄れば、平成２１年２月末現在、アクティブ試験中にせん断された使用済み燃料（約４３０トン）から、ウラン製品が約３６４ウラン換算トン、プルトニウム製品が約６，６５８キログラム精算されています。　２．使用済み燃料を再処理する工程から出される高レベル放射性廃液は、配管を通じて貯槽に送られ、ガラス固化されるまでの間、同貯槽において保管されます。　３．なお、高レベル廃液ガラス固化建屋固化セルにおける高レベル廃液の漏えいについて、日本原燃からの報告では、供給槽に送られる圧縮空気が、通常よりも多く供給されたために、廃液が供給槽から配管に流入し、配管◇（判読不能）の閉止部から漏出しました。漏出した廃液の一部は固化セル内の集液部に到達するなどしましたが、廃液の漏出はガラス固化建屋のセル内に止まり、周辺環境への影響はありませんでした。 ４．原子力安全・保安院は、１月２２日に、原因と再発防止対策のについて報告するよう日本原燃に対し口頭により指示を行いその報告について、２月２日には、原子力安全委員会（公開）に説明しました。　５．なお、原子力安全・保安院は、本事象について、本年３月に内規を改正することにより、法令報告事象とし、今後、このようなトラブルがあった場合には、原子力安全・保安院のホームページにて公表することとしています。
	3	放射性廃棄物の処理は、電気を使用した私たち自身が負担するべきです。一説では、350年ローンですでに電気料金に上乗せされているそうです。本当ですか。将来の世代に借金を残したくないので、20年ローンで支払う場合、1kWhにつきいくら支払えば、使用者としての責任が果たせるのか、具体的な金額を教えてください。	経済産業省	1．高レベル放射性廃棄物4万本を処分する費用は、総合資源エネルギー調査会原子力部会で示された算定の考え方を踏まえ、約3兆円と見積もられています。高レベル放射性廃棄物は、原子力発電を行うことに伴い必ず発生するものであるため、この処分事業に必要な資金については、発電段階で手当てすることが基本です。このため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づき、電力会社が原子力発電の電力量に応じて毎年拠出金の積立てを行っています。当該拠出金に係る費用については、電気事業に係る他の費用と同様に電気料金の原価に算入されています。 2．なお、高レベル放射性廃棄物の発生量は、発電電力量に換算係数を乗じて算定し、それに拠出金単価（1本当たり約4000万円）を乗じて、拠出する額を決定しています。			
	4	高レベル放射性廃棄物のガラス固化のための溶融炉の耐用年数を教えてください。フランスでこれまでに使用されている同様の溶融炉は、耐用年数はどれくらいですか？	経済産業省	1．日本原燃㈱によれば、六ヶ所再処理工場のガラス溶融炉の寿命は、約5年を想定しているとのことです。 2．フランスで採用されているガラス溶融炉の寿命は、（独）日本原子力研究開発機構の調べによると、約200日とのことです。	ガラス固化試験が遅れている原因は、ガラス溶融炉を安定的に動かすことができていない、技術的に習熟できていない、ことです。溶融炉の耐用年数は5年で、5年後に更新します。価格については手元に資料がないのでわかりません。再処理の実施主体は、日本源燃という電力会社が協同出資した民間の会社です。機械にいくらかけているかは現時点で聞いていない。	ガラス溶融炉は5年で更新するということですが、ガラス溶融炉改良型の開発をすると報じられています。研究開発費として単年度で支出する補助金の金額を教えてください。また何年を目安に開発できると考えられているのですか？ その年数と総予算 額を教えてください。	1．使用済燃料再処理事業高度化については、より多くの白金族元素等を含む高レベル廃液を溶融可能な新しい性状のガラス及びそれに対応したガラス溶融炉の開発を行うもので、初年度である平成２１年度の予算額は１５億９６００万円となっています。　２．本事業は、平成２１年度から２３年度の３ヶ年を予定しており、事業総額（国費）は７０億円を計画しています。
	5	耐用年数を経て溶融炉を取替える際、どのように取替えるのですか？また、処分方法を教えてください。	経済産業省	日本原燃㈱によれば、ガラス溶融炉は遠隔操作によって取替えを行うとのことです。また、取替えによって発生した廃棄物については、放射能レベルに応じて処理・処分することになります。			

質問項目	番号	質問	担当部署	回答	0224口頭回答	再質問内容	再質問回答内容〔()内は大河原事務所のコメント〕
	6	放射能被爆値が、1年間で22マイクロシーベルトとされていますが、新年になると0から計算する理由はなぜですか？身体への累積値をなぜ考えないのですか？	経済産業省	1. 原子力安全・保安院は、再処理施設の安全審査においては、原子力安全委員会が定めた「再処理施設安全審査指針」等に基づき、平常時における再処理施設からの環境への放射性物質の放出等に伴う一般公衆の線量が、法令に定める線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り低いことを評価することにより、再処理施設の安全性を確認しています。 2. なお、この安全審査の結果については、原子力安全委員会においてダブルチェックがなされているところです。			
	7	日常的に再処理工場から放出される放射能汚染について、身体に対する影響を1年間の量だけで考え、累積を考えていないのはなぜですか。	経済産業省	6. 参照			
	8	他の国では安全性の見地から再処理せず使用済み燃料棒の状態で最終保管するそうですが、再処理後の目途が立たないまま再処理するのはなぜですか？	経済産業省	1. 各国の事情により、それぞれ独自のエネルギー政策をとっており、仏国、英国は長年再処理政策をとっています。我が国においても、資源の有効利用を図っていくことが重要であるため、使用済燃料を再処理する核燃料サイクル政策を採用しています。 2. これまで、処分事業に関心を有する地域は現れているものの、最初の調査である文献調査を開始するまでに至っていませんが、国としては、一刻も早く文献調査に着手できるよう、原子力発電環境整備機構（NUMO）や電気事業者等と連携しながら、国が前面に立って取り組んでいるところです。			
	9	六ヶ所再処理工場は600立方メートルの排水タンクが満杯になると放射能を含んだ排水を海岸から3キロ沖合の排水溝から放出しているそうですが、日本原燃は廃液放流の日時を予告していますか？日時の予告をするよう指導する考えはありますか？	経済産業省	放射性物質の海洋放出に関しては、国が認可した保安規定に基づく放出管理目標値（年間の放出総量）を用いて、事業者において適切に管理されていることを国としても確認しています。 なお、廃液放出日時の予告の要求はありません。			
	10	施設内配管の点検は、どのように行いますか？頻度や交換方法を教えてください。また、配管総延長は何キロメートルですか	経済産業省	事業者の保守管理の活動については、国が認可した保安規定に基づき行われることとなっており、その遵守状況については、四半期ごとに国が行う保安検査で確認しています。		地震等による配管のずれが、心配です。総延長距離と繋ぎ目の数を教えてください。	1. 六ヶ所再処理施設の耐震安全性については、安全審査の過程で耐震設計審査指針等を踏まえて確認しています。 2. なお、お尋ねの「総延長距離と継ぎ目の和」が具体的に何を指すか明かではなく、お答えするのは困難です。

質問項目	番号	質問	担当部署	回答	0224口頭回答	再質問内容	再質問回答内容〔()内は大河原事務所のコメント〕
安全	11	食品汚染値が基準値を超えた場合、販売禁止にしますか？基準値をあげますか？	厚生労働省	食品衛生法においては、食品が原子力関連施設等の事故により放射能に汚染された可能性がある場合、その態様により食品中の放射性核種及びその濃度等を考慮し、食品衛生法第6条に該当するか否かを判断することとなる。	第6条に何が書かれているかの説明をさせていただきます。(以下の下線部を読み上げ) 第6条 (販売等を禁止される食品及び添加物)次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。 1. 腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。 2. 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。 3. 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。 4. 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。 この条項を今回の質問は、もしも放射能漏れの事故があった際、放射能に汚染された食品が流通するのではないかとの懸念込めているものと思いますが、そういうことがないように第6条があり、食品監視を行っているとの回答を行いました。		
	12	厚生労働省が安全を保障している食品添加物であっても、商品パッケージへの記載が義務付けられ、消費者が選択できるようになっています。六ケ所再処理工場が本稼動すれば放射能汚染が避けられないですが、同じように放射能汚染表示をすることを考えていますか？	厚生労働省	11. と同			
	13	有機農産物は合成化学物質を排除した生産物ですが、『放射能汚染がないこと』も条件に加える必要はありませんか？有機農産物の放射能値が高かった場合、安全といえますか？	農林水産省	1　全ての食品は、食品衛生法上、有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いのあるものは等は販売等してはならないとされています。　2　我が国の有機農産物の規格は、国際基準であるコーデックスガイドラインに準拠しており、放射線照射を行うことは禁止されています。	放射線照射を受けたかどうかは生産行程で判断します。第三者機関である有機農産物登録認定機関が生産行程を調べ、放射線照射をしてないかどうかを判断します。そしていないものを格付けします。	放出された放射性廃棄物が大気や大地を汚染し、その結果として望まない放射能汚染を受けた場合をお聞きしています。放射線照射をしていなければ、放射能値が高くても有機農産物であるという認識ですか？	**想定外の事項で、特段の定めはない。**
安全	14	再処理工場が本格稼働すると、空と海に放射性物質が放出されますが、どのような物質がどれくらい放出されるのですか?	経済産業省	1. 青森県六ヶ所村の再処理施設から放出される放射性物質の総量は、施設における使用済み燃料の年間最大処理量等から算定され、事業指定申請書で明らかにされています。代表的なものを挙げると、大気へのクリプトン85の放出量は年間約3.3×10^{17}Bq、海洋へのトリチウムの放出量は年間が約1.8×10^{16}Bqなどとなっています。 2. 平常運転時の一般公衆の線量当量評価においては、十分に保守的な評価となっていることに加え、アクティブ試験中の再処理施設からの放射性廃棄物の環境への放出放射能量は、年間管理目標値と比べて下回っており、適切に放射性物質の放出管理がなされていると評価しています。			
	15	計算上は、安全な量とされている放射線量ですが、将来、汚染が確認されたとき、どのような対応がされるのですか？リーダーシップをとる省庁はどこですか？	経済産業省	六ヶ所再処理施設からの放射性物質の海洋放出に関しては、国が認可した保安規定に基づく放出管理目標値(年間の放出総量)を用いて、事業者において適切に管理されていることを原子力安全・保安院としても確認しています。また、法令の規定に基づき、海洋放出口周辺の海域の海水等について、放射性物質の種類やその濃度等について、事業者から四半期ごとに報告を受け、これを原子力安全委員会に報告するとともに、公表しています。		質問と回答とに齟齬があります。適切にご回答ください。回答内容について質問します。放出管理目標値は年間の放出総量であって、1度に放出される量を管理するものではないと聞きます。平均値ではなく放出された日ごとに、海洋放出口周辺の海域の海水等について、放射性物質の種類やその濃度等について、事業者から報告を受け、公表する必要があるのではないですか？日ごとに公表していただくためにはどうすればいいですか？	**1. 六ヶ所再処理施設からの放射物質の海洋放出に関しては、国が認可した保安規定に基づく放出管理目標値(年間の放出総量)を用いて、事業者において適切に管理されていることを原子力安全・保安院としても確認しています。また、法令の規定に基づき、海洋放出口周辺の海域の海水等については、放射性物質の種類やその濃度等について、事業者から四半期ごとに報告を受けており、原子力安全・保安院において、海洋に放出される放射性物質の確認を行った上で、公表しています。　2. なお、海洋放出日ごとの放射性物質の種類と量については事業者から公表されていると承知しています。**

質問項目	番号	質問	担当部署	回答	0224口頭回答	再質問内容	再質問回答内容〔()内は大河原事務所のコメント〕
	16	再処理工場から放出される放射性物質は人工的に作られたものと思いますが、自然界にある放射性物質と人工的に作られた放射性物質は危険性にどのような違いがありますか？				(同じ内容で再質問いたします。関係部局のお答えをお願いいたします)。	(省庁のタライ回しにされ、担当が特定できず)
	17	柏崎刈羽原発は、想定以上の地震に見舞われ、現在も稼働していません。核燃料再処理工場で、想定以上の地震が起きたと仮定すれば、原発と異なるどのような事故が考えられますか？	経済産業省	1. 柏崎刈羽原子力発電所は、新潟県中越沖地震により想定以上の地震に見舞われましたが、原子炉を「止める」「冷やす」放射性物質を「閉じこめる」という安全を確保する上で基本的な機能は正常に働きました。 2. 六ヶ所再処理施設の耐震安全性については、安全審査の過程で耐震設計審査指針等を踏まえて確認しています。		耐震設計審査指針は、何年度のものですか？「等」とあるのは他に何ですか？	1. 六ヶ所再処理施設の耐震安全性については、既にこれまでの安全審査の過程で旧耐震指針を用いて確認されており、その確認された安全性は確保されています。 2. なお、この指針は、昭和56年7月に、原子力安全委員会が決定したものです。また、耐震設計審査指針の他には、例えば、「再処理施設安全審査指針(昭和61年2月20日原子力安全委員会決定)を用いた審査が行われています。
	18	チェルノブイリ事故後に、懸念する声に、技術・人への教育の点でも日本ではありえないとしていましたが、その10年後に、東海の臨界事故が起こりました。なぜだと思いますか？また現在、事故を防ぐどのような対策がとられていますか？	経済産業省			(同じ内容で再質問いたします。関係部局のお答えをお願いいたします)。	原子力施設の安全性については、国として、法令に基づき、基本設計段階での審査、詳細設計段階での審査、工事中の使用前検査、また運転段階における定期検査及び保安審査と、他段階にわたり必要な確認を行い、安全性の確認に万全を期しているところです。
	19	チェルノブイリでは、メルトダウンを止めるため、多くの被曝労働者を出したそうですが日本の万一の準備はどうなっているのですか？、	経済産業省	1. 我が国の原子力発電所は、チェルノブイリ原子力発電所と異なり、急激な出力上昇を伴う事故に対する適切な設計がなされており、運転管理体制が適切なものである等、十分な安全確保対策がなされています。 2. しかし、万一原子力施設において原子力災害対策特別措置法施行令で定める要件に該当する事象が発生した場合には、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置するとともに、経済産業副大臣を本部長とする原子力災害現地対策本部を現地オフサイトセンターに設置し、関係省庁や地方公共団体、原子力事業者等とともに事象の拡大の防止、住民の安全確保、緊急被ばく医療などの対策に当たることとしています。			
	20	モニタリングポストを設置している主体は、日本原燃や、管理する立場の経産省だけでなく、環境省も設置すべきだと考えますが、いちばん近い観測点が竜飛岬のような離れた場所なのはなぜですか？再処理工場内にも省庁(官)が設置すべきではないのですか？	環境省	1. 放射性物質のモニタリングについては、関係省庁及び事業者の役割分担のもとで全国的に実施されている。 2. 環境省においては、環境省設置法に基づき、放射性物質に係わる環境の状況の把握のための監視及び測定を行うこととされている。このため、一般環境中での放射性物質の状況の把握を行うことを目的として、竜飛岬を始めとする人為的影響が少ない全国12か所の測定所を設置し、環境放射線等のモニタリングを実施しているところである。 3. なお、環境基本法第十三条は、放射性物質による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染防止の措置については、原子力基本法その他の関連法律において定めることとしており、関係各省において必要な措置が講じられている所である。このため原子力関連施設周辺の放射線モニタリングには、経済産業省及び文部科学省が実施している。	関連法律、規則、政令、などにより、関係省庁で必要な処置が講じられています。「必要な処置」は環境省所管ではなく、関係各省の所管している法律等で定められています。それについては具体的にお答えすることは困難です。	関係各省の所管している法律が国民の利益を損なうと考えられる場合、それを変えるにはどういう方法があるのでしょうか？	(環境省が答えるべきものではありませんので、一般論として内閣府に問い合わせをしました。口頭での回答になりましたので、以下に記載いたします。) 国民の利益を損なうと考えられる場合には、その法律の一部を修正する法律案を作成するか、新しい法律を作ることを検討し、内閣を通じて、閣法として国会に提出し、成立を目指すことになります。
	21	2008年5月30日、大阪高等裁判所は入市被爆者を低線量被曝による被爆者であると認める判決を判決を出し、6月10日に確定しています。チェルノブイリ事故以来、低線量被曝の影響を示す大量のデータの分析結果からの研究文献を認めたのです。日本政府は、自らも隠蔽していた「低線量放射線による内部被曝の危険性」を事実として認めています。この判決後に再処理工場が日常的に排出する放射能について、国の規制を改定する作業は進んでいますか？低線量被曝に配慮した対策は、いつ、公表されますか？			労働被曝に関係するので厚労省と思われますが、担当が来ていません。	(同じ内容で再質問いたします。関係部局のお答えをお願いいたします)。	(省庁のタライ回しにされ、担当が特定できず)

質問項目	番号	質問	担当部署	回答	0224口頭回答	再質問内容	再質問回答内容〔()内は大河原事務所のコメント〕
	22	細胞分裂が活発な子供に対する放射能の影響を考えないのはなぜですか？ダイオキシンの場合は妊産婦に対して特別な対応（摂取量目安など）をしますが、放射能に関して、何か、子供や胎児に対して同様の対応がありますか？				(同じ内容で再質問いたします。関係部局のお答えをお願いいたします)。	(省庁のタライ回しにされ、担当が特定できず)
	23	日本原燃は、「大気中や海洋に放出する放射能について、薄まるので問題はない」とし、政府もそれを認めていますが、生物間濃縮についてはどう考えていますか？食物連鎖の頂点にいる人間に対する影響は考えなくていいのですか？	経済産業省	6. 参照			
	24	六ヶ所付近では、ヨード剤はどのような形で準備されていますか？	厚生労働省			(同じ内容で再質問いたします。関係部局のお答えをお願いいたします)。	青森県の「青森県緊急被ばく医療マニュアル」平成20年6月青森県健康福祉部医療薬務課）によると、以下のとおり。 ・安定ヨウ素剤の配備状況については、六ヶ所村の住民対応分として、六ヶ所村原子力センターにおいて、丸薬1万4千錠と粉末600グラムを配備している（平成20年4月1日現在）。
	25	被災者用のベッドを用意している病院はどこですか？何床用意されていますか？	厚生労働省			(同じ内容で再質問いたします。関係部局のお答えをお願いいたします)。	青森県の「青森県緊急被ばく医療マニュアル」平成20年6月青森県健康福祉部医療薬務課）によると、以下のとおり。 ・「六ヶ所再処理施設内で発生した被ばく患者等の基本対応フロー」は、別添のとおりであり、二次被ばく医療機関である青森県立中央病院及び八戸市立市民病院において、初期被ばく医療機関で処置を行った後に、汚染の残存する者及び相当程度被ばくしたと推定される者等について、精密な医学的診断、身体の放射性物質による汚染の測定、血液や尿等の検査による被ばく線量の推定、二次診断等の処置及び入院治療を行うこととされている。
	26	テロ対策や施設上空への飛行規制は行っていますか？	経済産業省	1. 原子力施設におけるテロ対策としては、原子炉等規制法に基づき各種核物質防護対策が講じられるとともに、特別の警察部隊、海上保安庁の巡視船艇による24時間体制での警備が実施されています。 2. 原子力施設上空の飛行については、航空機による災害防止のため、従来から国土交通省において、施設付近の上空をできる限り避けるよう指導するとともに、最低安全高度以下の飛行の許可を行わないこととしています。さらに、航空法により出発前にその内容を機長が確認することが義務づけられている航空路誌に施設の場所、概要を記載し、その付近上空の飛行を避けるよう周知徹底が図られています。		六ヶ所オフサイトセンターを訪問した時に、「米軍の飛行機が六ヶ所に向けて発進するので天井は、通常より頑丈に作ってあります。」との案内がありました。現在、再処理工場周辺半径1キロ以内に米軍機が飛来する状況は改善されているのでしょうか？　また、原子力施設関連の警備費は、年間どのくらいですか？	1. 原子力施設上空の飛行については、航空機による災害防止のため、従来から国土交通省において、施設付近の上空をできる限り避けるよう指導するとともに、最低安全高度以下の飛行の許可を行わないこととしています。さらに、航空法により出発前にその内容を機長が確認することが義務づけられている航空路誌に施設の場所、概要を記載し、その付近上空の飛行を避けるよう周知徹底が図られています。　また、「再処理工場周辺半径1キロ以内に米軍機が飛来する状況は改善されている」の意味するところが必ずしも明かではありませんが、米軍に対しても航空路誌に係わる情報を提供するとともに、。原子力施設付近上空の非行規制について徹底するよう要請し、米国側は、これらの申し入れに対しても、今後とも在日米軍内に上記飛行規制を徹底させる旨、回答しているところです。　2. なお、六ヶ所再処理施設の安全審査においては、航空機の飛行が再処理施設に墜落する可能性は極めて小さいものの、航空機が本施設に墜落することを想定しても、安全確保上支障がないように設計されるものであることを確認しています。 3. 日本原燃（株）によれば、警備費については、私契約の内容となるため、回答は差し控えさせていただきたいとのことです。
	27	六カ所再処理工場での事故はどのようなものを想定しているのですか？またその備えと対策についてや避難方法などについても具体的に教えてください。	経済産業省	六ヶ所再処理施設についても設計の段階から、建設、試験運転に至るまで、段階的かつ多面的に事業者の活動を国が確認することなどにより、安全対策には万全を尽くしていますが、万一、原子力施設において原子力災害対策特別措置法施行令で定める要件に該当する事象が発生した場合には、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置するとともに、経済産業副大臣を本部長とする原子力災害現地対策本部を現地オフサイトセンターに設置し、関係省庁や地方公共団体、原子力事業者等とともに事象の拡大の防止、住民の安全確保、緊急被ばく医療などの対策に当たることとしています。 避難方法等については地方公共団体の作成する地域防災計画を踏まえ、現地の気象状況等を勘案し決定されるものです。			

質問項目	番号	質問	担当部署	回答	0224口頭回答	再質問内容	再質問回答内容〔()内は大河原事務所のコメント〕
	28	民間企業が、リサイクル事業において、事故をおこし、国民に対して賠償義務が発生した場合、放射能被曝について、特別に国が補償する制度は用意されていますか？地震などの自然災害とは異なり、チッソなどの公害裁判で、企業が保証できる可能な金額のみが国民に支払われるような想定ですか？国の保障についての考え方、対応を教えてください。	文部科学省	原子力事業に伴って生じた原子力損害は、過失の有無にかかわらず、原子力事業者が賠償する責任を負っており(原子力損害の賠償に関する法律第3条第1項)、その資金をあらかじめ確保するための措置として、現在600億円の保険の加入等が義務づけられております(同法第7条第1項)。この措置額を超える損害が生じた場合にも、原子力事業者が全ての損害を賠償する責任を負っていますが、政府は、損害の規模・態様・原子力事業者の資力等の具体的な事情に応じ、賠償のため必要な援助を行うことができるものです(同法第16条)。			
	29	核燃料再処理工場では、全国からの高レベル廃棄物が集められますが、想定以上の地震に対して、どのような安全策がとられるのでしょうか？	経済産業省	17. 参照			
	30	チェルノブイリ事故は、未だに監視が必要だそうですが、日本はまだ、原子力を推進するのですか？	内閣府	我が国の原子力政策は、原子力政策大綱に基づき進められている。資源の乏しい我が国にとって、エネルギー安定供給や地球温暖化対策の観点から原子力の研究、開発及び利用を促進することは不可欠。引き続き、安全確保を大前提として、国民の理解を得つつ、着実に推進していくことが重要。			
	31	チェルノブイリ事故後20年経ちますが、放射性物質が大量に流れたベラルーシは、南東部、国土の約1/10が今も居住禁止区域にあたり、海外危険情報等で、『事故から約20年を経た現在でも放射能汚染の影響は深刻で、チェルノブイリ原発に近い南東部の一部には、強制退去地域に指定されている地域や放射能値が1平方キロメートル当たり15キュリー以上(自然界での放射能値は通常1平方キロメートル当たり1キュリー以下)の地域があり、人体に放射能被害を与える危険性がありますので、同地域に渡航・滞在を予定されている方は、健康管理や食物に十分注意してください。商品を購入する際は注意が必要とされています。』の案内が政府によってされています。日本でも同様の事故が起きれば、居住・生産が不可能になります。事故時の対策・その後の対策・その後の補償に対する考え方を教えてください。	経済産業省	19. 参照 (補償に対する考え方については文部科学省からの回答を参照)			
	32	原子力施設の事故にレベルがありますか？具体的に、チェルノブイリ・東海の臨界事故・刈羽の地震による事故は、レベルでいうと何レベルですか？それぞれについて、お答えください。	経済産業省	IAEA及びOECD／NEAにより提唱された国際原子力事象評価尺度(INES)に基づく評価によると、チェルノブイリ原子力発電所の事故は事象レベル7、JCOの臨界事故は事象レベル4、新潟県中越沖地震により柏崎刈羽原子力発電所で発生した4件の事象については、事象レベル0－(ゼロマイナス)及び評価対象外となっています。			

質問項目	番号	質問	担当部署	回答	0224口頭回答	再質問内容	再質問回答内容〔()内は大河原事務所のコメント〕
	33	多くの国で安全な処分方法として、使用済み核燃料をそのまま埋め立てる計画が選択されています。日本でも、ごみをリサイクルする事は、種類によっては、さらに環境汚染を引き落としたり、コストが膨大になったりと、現在、リサイクルよりリデュースを優先する社会になってきています。なぜ、2%の放射能はどうしても放出せざるを得ない状況で、リサイクルを進めるのですか？使用済み核燃料をそのまま埋め立てる計画にしてもらうために、国民はどのような努力をすればよいのか、教えてください。	内閣府		事故により損害が生じた場合、原因の内容を問わず事業者に責任があるとしています。被害者は施設を運転する事業者に賠償を求めることになります。様々な原因を追及して、個々に賠償請求しなくてもいいようにしています。その上で事業者が資力が足らないばあい、国が事業者に対し必要な援助を行うとの仕組みを用意しています。		
	34	高レベル放射性廃棄物の埋立地について、すでに50年にわたり国内で核廃棄物が発生しています。私たちは、私たちの発生させたごみについて責任を持たなければなりません。すでに、電気料金として処分費用を納めています。使用者責任として、大量に消費した地域に埋め立て処分場を建設することが、現在のごみ処分に対する正しい考え方だと思いますが、最大の消費地である東京都に処分場を決定しないのか、理由を教えてください。	経済産業省	文献調査を行う地区については、電力の大消費地か否かを問わず原子力発電環境整備機構（NUMO）が全国の市町村を対象に公募を実施しています。文献調査後の処分候補地及び処分地選定に際しては、当該都道府県知事及び市町村長の意見を聞き、反対の場合は進めないこととしています。			
	35	原発第一号の東海原発の解体が10年がかりでスタートしていますが、放射能汚染の高い原発本体部分の廃棄方法がまだ決まっておりません。六ヶ所再処理工場の再処理も約50年で終了します。解体・廃棄方法についての計画を教えてください。	経済産業省	1．日本原子力発電株式会社東海発電所の廃止措置計画によると、放射能レベルの比較的高い原子炉領域については放射能濃度が下がるまで安全に貯蔵した後、解体するとのことです。日本原燃㈱によれば、六ヶ所再処理工場の廃止措置計画は未定とのことです。 2．なお、廃止措置を講じようとするときには、原子炉等規制法に基づき事業者が廃止措置計画を策定し、これを国が認可することが必要になり、東海発電所の廃止措置計画は既に認可しています。 3．低レベル放射性廃棄物のうち、放射能レベルの比較的高い炉内構造物などの放射性廃棄物については、余裕深度処分（地下50～100m）することになっており、具体的な計画については、現在、各事業者が検討を行っているところです。			
	36	六ヶ所で再処理されたプルトニウムをいつになったら使用できますか？過去に、使用済み核燃料から取り出したプルトニウムを使用した例が日本にあるのであれば、その時期と使用した量を教えてください。	経済産業省	1．電気事業者が平成20年3月7日に公表したプルトニウム利用計画によると、六ヶ所再処理工場で回収されたプルトニウムの利用開始時期は平成24年度以降となっています。 2．過去、我が国の電気事業者においてプルトニウムを使用した実績として、日本原子力発電敦賀1号機（BWR）で1986年から1990年に2体、関西電力美浜1号機（PWR）で1988年から1991年に4体のMOX燃料集合体をそれぞれ装荷して、少数体規模実証試験が行われた実績があります。また、新型転換炉の「ふげん」で772体のMOX燃料の使用実績があります。			

質問項目	番号	質問	担当部署	回答	0224口頭回答	再質問内容	再質問回答内容〔()内は大河原事務所のコメント〕
	37	高速増殖炉「もんじゅ」は95年12月にナトリウム漏れ事故を起こして以来止まっていますが、長期間休止していた原子力発電施設を運転再開する例はあるのですか。経年劣化などの問題は起きないのですか。未然防止の観点から考えた場合どう思われますか。	経済産業省	1. 国内では、10年を超す停止期間を経て実用発電用原子炉が再起動した事例はありません。なお、米国においては、20年を超す停止期間を経た実用発電用原子炉の運転が再開された事例があります。 2. 原子力機構では、平成7年12月のナトリウム漏えい事故以降停止している高速増殖原型炉「もんじゅ」の試運転(性能試験)再開にあたって、長期停止していた設備の点検及び系統の機能・性能の健全性を確認するため、平成18年9月に「長期停止プラントの設備健全性確認計画書」を策定し、経年的影響等を考慮した点検、劣化部品の取替え・補修等を実施しています。また、昨年9月に発見された屋外排気ダクトの損傷を踏まえ、これまでに実施した点検結果の妥当性についても確認を実施しています。 3. 当院は、保安検査等によりその結果を厳格に確認していきます。			
	38	放射線を監視するモニタリングポストの数値がHPでリアルタイムに公開されていますが、刈羽原発の事故の発生の際、なぜ公開が止まったのですか？それに対し、保安院は、どのような指導をしましたか	経済産業省	1. 平成19年7月16日に発生した中越沖地震の影響で、柏崎刈羽原子力発電所におけるモニタリングポスト等、放射線の数値をホームページに伝送する装置が故障したため、公開が停止したものです。 2. 当該伝送装置については、地震発生後の2日後(7月18日)に復旧しています。 3. なお、地震発生直後から伝送装置が復旧に至るまでの間、現地駐在の保安検査官が中央制御室においてモニタリングポスト等のデータについて変動がないことを確認しています。 4. こうした事態等を受け、7月20日、大臣より事業者に対して地震等の災害時であっても確実に機能する通信手段を確保すること等の指示を行い、事業者はモニタリングポストデータ処理装置の固定化による耐震性向上の措置等を実施しています。			
	39	放射性物質の再処理や最終処分について、あまりに知らされていないことを認め、広報していくとの回答を'08・1・28の院内集会でお約束されましたが、今まで、具体的に何をされましたか？	経済産業省	2008年1月28日に行われた院内集会には広聴・広報を実施する資源エネルギー庁が参加していなかったため、「約束」については詳細はわかりかねますが、資源エネルギー庁においては、核燃料サイクルを含む我が国の原子力政策について、国民の皆様方への一層のご理解を得るために広聴・広報活動を実施しています。その一例として以下のような取組を実施しています。 ○各種シンポジウム等への積極的な参画 平成21年1月に東京で行われた新聞社主催の核燃料サイクルに関するシンポジウムに担当部長が出席し、再処理、地層処分を含む原子力・核燃料サイクル政策に関してプレゼンテーションするとともにパネルディスカッションにおいて国の政策を説明するなど、広聴・広報を実施。 ○全国エネキャラバン 平成20年1月から、全都道府県で放射性廃棄物と地層処分に関するシンポジウムを実施している。			
	40	重大な事故が発生した時の地域住民への広報システムを教えてください。また、国民への通報は事故発生後、最速どのくらいの時間差で伝わりますか？	経済産業省	重大事故発生時の広報については、報道機関へのプレス発表ともに、地元における広報のため必要に応じ地元ラジオやCATV及び地元自治体等との連絡を行います。また、ホームページにおいて、保安院対外公表資料を掲載します。国民への通報については、可能な限り迅速に行います。		可能な限り迅速に・・・という曖昧な表現でなく具体的にお答えください。	**大規模地震が発生した場合で考えますと、発災後1時間以内を目処に、その他の重大な事故についてはできる限り早くプレス発表を行うこととしています。また、また、平成20年7月に開設した「モバイル保安院」により、原子力施設の状況やモニタリング情報等をメールアドレス登録者の携帯電話に迅速・確実に提供することとしています。**

質問項目	番号	質問	担当部署	回答	0224口頭回答	再質問内容	再質問回答内容〔()内は大河原事務所のコメント〕
	41	私たちが利用する製品について、リサイクルの費用や最終処分場の費用を負担していくのは当然のことだと思います。資源エネルギー庁の広報資料に記載されている「原子力発電、太陽光発電、原子力発電の比較」の表において、すでに電気料金に含まれ徴収されている原子力発電による核廃棄物のリサイクルと将来に渡っての核廃棄物処理費用が独立の項目で記載されていないのはなぜですか？（日本のエネルギー2008 P32） これからの広報資料は、リサイクルや最終処分の費用を独立した項目で表現してほしいのですが、可能ですか？	経済産業省	広報資料の記載については、ご意見も踏まえ、レイアウトやわかりやすさも勘案し、検討してまいりたいと思います。			
	42	公開を行政が企業に命令はできないとのことですが、なぜですか？どうすれば、可能になると考えますか？				(同じ内容で再質問いたします。関係部局のお答えをお願いいたします)。	(現行ルールにそのような規定がないからという回答にしかならないと思われ、回答を行政に求めるのは、無理と考えます)。
	43	化石燃料やウランなどのエネルギー資源を海外からの輸入に頼るしかない日本で、新エネルギーの導入が遅れているのはなぜですか？	経済産業省	2005年度の我が国の最終エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの導入割合は約8．4%で、EU平均(約8．5%)やドイツ(約5．8%)をはじめとするEU各国と比較しても遜色ない水準です。			
	44	RPS法をはじめとする施策を実施する事で2010年度の新エネルギー導入目標1910万キロリットルの達成は可能ですか。	経済産業省	RPS法のような規制措置に加えて、予算や税制による各種の支援措置を総合的に講じることにより、更なる新エネルギーの導入促進に努めてまいります。			
	45	RPS法によって新たに増加した新エネルギーの量を教えてください。	経済産業省	新エネルギー等発電設備から電気事業者に供給された新エネルギー等電気の総量は、 平成15年度は40．6億キロワット時、平成16年度は49．1億キロワット時、平成17年度は55．8億キロワット時、平成18年度は65．1億キロワット時、平成19年度は74．3億キロワット時となっております。			
	46	カーボンフットプリント統一マークが検討されているようですが、『グリーン電力を何%使用して製品化しています』のような、自然エネルギー使用情報が盛り込まれますか？				(同じ内容で再質問いたします。関係部局のお答えをお願いいたします)。	1．カーボンフトプリント制度は、商品・サービスのライフサイクル全体(原材料調達から廃棄・リサイクルまで)で排出される温室効果ガスをCO2量に換算し、商品にCO2排出量の絶対値を表示するものです。 2．カーボンフトプリント制度は消費者に簡潔で分かりやすい表示を原則としていることから、「グリーン電力」がどれくらい使用されているかについては、本制度の表示の対象ではありません。
	47	小規模事業者や個人が、東電など電気事業者から、日常使用する電力にグリーン電力を選択できる制度をつくる予定はありますか？ 個人消費者として、電力購入時に自然エネルギーによる電力を選んで購入する制度がないのはなぜですか.	経済産業省	グリーン電力基金をご利用いただいたり、グリーン電力証書を結婚披露宴等のイベントで使用していただいたりする等、個人でも利用可能なものがあります。		電力の買取制度について教えてください。国として買取制度を進めていく考えはありますか？	先般、経済産業大臣から「太陽光発電の新たな買取制度」の検討を開始する旨、発表いたしました。 本制度は、「国民全員参加型」で、電力需要家に薄く広く御負担いただくことを想定して、太陽光発電の導入拡大を図っていくことを目指しています。 制度の詳細については、今後、審議会等の議論の中で具体化していくことになります。現在、 ①3～5年で越すとが下がると考えられている太陽光発電に限定し、 ②買取対象を自家消費を超える余剰電力に限定し、 ③発電事業目的で設置されるものについては対象とせず、 ④買取期間については十年程度とする、 などの工夫を講じることにより、標準的な一般家庭における負担水準を月額数十円か、高くても百円程度に抑えるように検討が進められているところです。 今後とも、導入時の補助金などの支援措置、RPS法などの規制的措置などの既存の措置と本制度を組み合わせて、総合的に太陽光発電の拡大に向けて取り組んでまいります。
	48	自然エネルギー利用の現状と今後の見通しの具体的な数値を教えてください。	経済産業省	長期エネルギー需給見通しによれば、新エネルギーの2005年導入実績は原油換算1160万キロリットルで、これが2020年には1733～2036万キロリットル、2030年に2146～3202万キロリットルには増加する見通しとなっています。			

質問項目	番号	質問	担当部署	回答	0224口頭回答	再質問内容	再質問回答内容〔（）内は大河原事務所のコメント〕
	49	1月26日リニューアブル（再生可能な）エネルギー、風力発電や太陽光発電などの自然エネルギーの普及を国際協力で進めようという、IRENA（International Agency for Renewable Energies ）国際再生可能エネルギー機関が発足しました。ドイツ政府によると、120ヶ国以上が参加、75ヶ国が設立条約に署名したそうですが日本政府は条約に署名していません。この国際機関は、単にエネルギー問題にとどまらず、京都議定書のCO2問題や温暖化対策、石油をめぐる国際紛争を防ぐ平和への道、そして世界的な金融危機の影響が広がるなか、新たな雇用を生み出す産業の面からも大いに注目される分野です。 そして太陽光発電技術などでは世界をリードしてきた日本の知恵と技を活かし、国際社会へ貢献できる場でもあるはず゛でした。今回加盟に反対した二つの省庁の「状況を十分把握する必要がある」（経産省）「正式参加するかどうかは米国しだい」（外務省）の反対の理由の訳を教えてください。	経済産業省・外務省			（同じ内容で再質問いたします。関係部局のお答えをお願いいたします）。	経済産業省としては、再生可能エネルギーを、エネルギー政策上の重要課題として取り上げており、その国際的普及に尽力して参りました。 1月26日のIRENA設立総会には、外務省経済局審議官を代表に、関係各省（外務省、環境省、農林水産省、経済産業省）から出席し、当省からは資源エネルギー庁国際協力推進室長が出席しました。 本組織に加盟するか否かについては、今後の準備会合での議論にも注視しながら、（一）この分野で我が国が果たすべき役割（二）活動内容・性格 〔三〕限られた人的・予算的資源の有効的活用 という観点から、関係省庁とともに総合的に検討してまいります。 （外務省安全保障課〕 1．これまでの経緯と今後の予定 （1）独政府のイニシアチブにより、2008年4月に設立準備会合、同年6月にワークショップを開催。（2）2008年10月、最終準備会合（マドリッド）を開催し、51ヵ国が設立協定の文言に賛成。主要国は以下のとおり。 独、英、仏、伊、豪、伯、印、韓、タイ、インドネシア、ベトナム、エジプト、アルゼンチン、〔中、メキシコは出席せず〕 （3）本年1月26日、ドイツのボンにて設立協定署名式典を開催。124ヶ国及びECからの代表者の出席の下、75ヶ国により署名が行われた〔正式な発足には協定に署名した25の国・地域による批准が必要。〕 （4）2月にベラルーシが、3月にはインドが署名し、現在の署名国は77ヶ国。（5）本年4月にワークショップ、6月には第二回設立準備会合を開催予定。 2．IRENAの目的・活動内容 再生可能エネルギー（バイオマス、地熱、水力、海洋利用、太陽利用、風力等）の利用を広く推進する。 （イ）先進国及び途上国への政策的アドバイスの供与 （ロ）技術移転及び財政上のアドバイスの供与 （ハ）キャパシティ・ビルディングの向上 3．IRENAの予算 見積もり予算額は年間約2、500万米ドル。加盟国の拠出金及び任意拠出によって賄うが、設立当初は、任意拠出に依存。独は数百万ドルの拠出を予定。 4．我が国の対応 署名式典には、田辺靖雄外務省経済局審議官を代表に、関係各省（外務省、経済産業省、環境省、農林水産省）から計7名が出席した。我が国は同式典において、我が国における再生可能エネルギーへの取組や我が国が二国間及び多数国間で行っているクールアース・パートナーシップをはじめとする国際協力の取組を紹介するとともに、今後もこれらの取組を積極的に勧めていく旨、表明した。また、同機関との関係で、この分野で果たしうる貢献・役割について検討中である旨述べた。